## 補装具作製の流れ

【下肢装具(身障手帳で作製)】(屋外・屋内:LLB·SLB·SHB・靴型装具・足底板)

<					
	申請まで	①何を作るか決める	②整形外科診察の予約を取る	③市町村の福祉課に書類を取りに行く	④整形外科診察(相談申請)
		担当PTと相談	担当PTや診療所と予約の日程を 相談し、決定する。	申請書類をもらう	【持ち物】 ・申請書類 ・使用していた器具 (作り替えの場合)
	申請	⑤診療所からTEL	⑥診療所から書類を受け取る	⑦書類を市町村の福祉課に提出	
		書類ができた報告を受ける	来所して受け取る	市町村への申請完了	
	申請後	⑧支給券が届く	⑨「採型・仮合わせ・納品」3回分の予約を取る		•
		郵送で1ヶ月程度かかる	担当PTや診療所と日程を相談し、決定する		
	採型	⑩整形外科診察(採型):1回目		3	
		足の型取りをする	(伝令わせと納りが合わせて		
	仮合わせ	①整形外科診察(仮合わせ):2回目 👤	│ 仮合わせと納品が合わせて 1回になることもあります		
		来所し、装具が足に合っているか等 確認する			
	納品	⑩整形外科診察(納品):3回目			
		来所し、完成した補装具を受け取る	【持ち物】 ・支給券 ・委任状 ・負担金 ・印鑑		

